

# 神戸大学闘争史

## 年表と写真集

～1989・5～

## 神戸大学闘争史

(松下との関連に比重をおいて作成している。参加した日付には参、処分理由とされた場合は処、起訴された場合は起、写真が後半に添付されている場合は写と記し、表現が掲載されているパンフも指示した。)

1960の安保闘争後、1961～1963の自立学校(東京)に参加。

1963

- 5. 4 神戸大学教養部でドイツ語の授業を開始。(約三週間の遅れは、採用に関して異論があり、教授会の決定が5月にズレこんだため)

1964

- 6. 15 安保闘争に関する討論集を企画。(参加者ゼロ)

1965から1966を中心に、<六甲>、<包囲>などを「試行」に発表。(表現集)

1967

- 10. 8 羽田闘争に触発されて<情況への発言あるいは遠い夢>を書いたが、学内のメディアは掲載を拒否したので、「あんかるわ」に発表。(表現集)

1968

- 11. 28 学生寮の問題を契機として寮自治会が評議会と大衆団交。評議会は寮生の要求の正当性を確認。
- 12. 5 評議会が確認を白紙撤回したことが事務局長のメモから判明したので、寮生を中心として大学本部の封鎖開始。
- 12. 18 教養部学生大会で、評議会が団交に応じるまでのストライキを決議。
- 12. 20 工学部学生大会でもストライキを決議。
- 12. 26 八木学長(法学)が辞任し、戸田義郎(簿記学)が学長事務取扱となる。

1969

- 1. 16 評議会が大衆団交ではなく全学集会にのみ応じる見解を示したので、全学的に批判がエスカレート。(写)
- 1. 18 教養部教授会は学生との大衆団交で評議会との団交の実現に努力すると共同確認。(参)
- 1. 18～19 東大安田講堂死守闘争。神戸大学の学生も3名参加。
- 1. 25 B109教室(以後B109と略)で最初の自主講座始まる。(参)
- 2. 1 全学四項目要求(1.寮の五項目要求の実現 2.評議会の議事録・テープの公開 3.学生の団交権と拒否権 4.評議会の解散)をめぐる評議会との全学大衆団交決裂。(参)(写)
- 2. 2 <情況への発言>を教養部掲示板に発表。以後、教授会に非存在。(処)

- 前記の<発言>に応じて学生数名が永続的自主ストライキ宣言＝<未知なるものへの祈り>を連名の立て看で発表し、読んで追加署名する者が続出。
2. 3 教養部学生自治会執行部の条件付ストライキ案が否決され、ストライキ実行委員会の無期限ストライキ案が可決される。(参)
  2. 5 農学部学生自治会がストライキ決議。
  2. 6 教養部学生自治会執行部が辞任し、ストライキ実行委員会が暫定執行部となる。
  - 2.10 バリケードが教養部A棟に構築され、次第に全構内に拡大。
  - 2.12 理学部でシンポジウム。(発言集)
  - 2.15 法学部、経済学部、経営学部学生大会でストライキを決議。
  - 2.17 文学部学生大会でストライキを決議。
  - 2.24 理学部学生大会でストライキを決議。
  - 2.26 野中教養部長(国文学)辞任後に西村教養部長事務取扱(社会学)選出。
  - 2.28 11.28 団交における確認事項を12.5評議会で白紙撤回したかどうかを確認するために録音テープを公開せよ、という学生側の要求を拒否しきれなくなった評議会は、やっと公開にふみきったが、編集しなおしたく(せテープ)であることが明らかになり、評議会は窮地に追い込まれる。
3. 1～2 封鎖解除のデモを指導していた学外の2名の日共党員を教養部のバリケード内に強制的に連行～監禁したと共産党県委員会が告訴し、国会でも共産党議員が緊急質問。(写)ストライキ実行委員長・橋本和義や学外の2名の反戦青年委員会の指導者を含む14名事後逮捕～7名起訴。松下は<監禁～傷害>の時間帯にバリケード内にいたので県警の任意出頭要求が数回おこなわれたが、全て拒否。
  3. 3～4 学外の入試粉碎のためにバリケードから出立したデモは途中で機動隊に阻止されたが、松下は会場の内外でビラ配布～討論。(表現集・続)文部省が大学へ報告を要求したが、その段階の西村教養部長事務取扱は拒否。(処)
  3. 6 3.1～2事件に関して機動隊を教養部に導入して現場検証。バリケード内の人間は、退去を余儀無くされる。バリケードの原初性が一時的にせよ侵犯されたという感受と、事件の評価がバリケード内でも分岐したために、ある荒廃状況が生じる。
- 3月中旬以後、それまで断続的におこなっていたB109における自主講座を持続的に展開。(処)
- 3.18 関西学院大学が非常勤講師松下を解雇。(2.10声明に対して)
  - 3.31 関西学院大学構内で退去命令を受けつつ解雇粉碎集会。(参)
  - 4.13 関西学院大学チャペルで<禁制の空間>論。

- 4 月以後、B109自主講座への参加者～問題提起者が学内外から増える。
- 4.22 大阪中之島公会堂で関学全共闘主催の大学闘争報告集会。(参)
- 4.28 沖縄闘争。神戸大学からも多数参加。
5. 7 包括的な情況論としての表現論の自主講座。(発言集・続)  
神戸大学職員共闘の結成とアピール。
5. 8 岡山大学学生会館ホールで自主講座。
- 5.15 市立神戸外国語大学が非常勤講師松下を解雇。(4.26声明に対して)これ以後、同大学107 教室でも週一回の自主講座を開始。
- 5.18～25 神戸大学の全バリケードを公開する反大学祭。(参)
- 5.21 教養部改革試案の発表。(現在まで実現されていない。また、2.6 に改革小委員会が結成され、教授会メンバーは小委員会のどれかに参加することが決められていたが、松下は非参加)
- 5.29 東京・文京公会堂で大学を告発する・全国教員報告集会。(発言集)
6. 2 神戸大学改革準備委員会が、学生の団交権や拒否権を基本的に認める見解を発表。(現在まで実現されていない。)
- 6.28～29 評議会内部には、団交を拒否して封鎖解除の全学的意志確認をアリバイ的におこなうセレモニーとしての全学集会の方針に関して、各学部間のズレ～ためらいがあったが、学長事務取扱・戸田義郎が独裁的に強行に踏み切った。そのため、対評議会団交の水準で対教養部団交が大学本部のある六甲台講堂でおこなわれた。(参)  
教養部教授会は団交で全学集会反対を約束するが、後に、確認書を書いた段階には定足数以下のメンバーしか残っていなかったことを理由に白紙撤回。
7. 1 全学集会を強行する大学秩序に対する持続的労働放棄を全教官によびかける教官共闘(準)のアピール。(表現集・続)
7. 3 教養部長事務取扱の西村氏が辞任し、岡村氏(ドイツ語)が選出される。
7. 5 東神戸の海岸に近い住吉浜グラウンドで7.8 に予定していた「全神大人結集集会」(全学集会)に対して、爆発物を貯蔵している付近の企業(むしろ県警?)から危惧の声が強まり、西神戸の須磨の北の山中にある機動隊の演習場(表向きの名称は「高倉団地予定地」)に場所を変更し、日付も7.12に延期すると主催者の戸田が発表。  
民青の勢力が強く、ストライキにもバリケードにも敵対してきた教育学部を全学のストライキ派が封鎖。
7. 7 神戸大学全共闘結成。(参)
7. 8 <松下>が全学集会加担者を批判するアピール。(表現集・続)
- 7.11 教養部有志教官37名、全学集会反対声明。

- 7.12 西部劇に出てきそうな起伏の激しい広大な造成地で、鉄条網と機動隊に守られて全学集会が強行される。封鎖解除への呼びかけをしようと試みた主催者は、機動隊の壁を突破して殺到した全共闘派の行動のために数分でセレモニーを中止。機動隊は検挙活動を集中的におこない、さらに全共闘派を崖に追いつめ突き落としたので負傷者多数。72名逮捕～8名起訴。(参)(写)
- 7.21 文学部有志教官14名、封鎖解除反対声明。
- 7.22 封鎖解除を目指す経済学部学生大会を妨害したとして学生1名逮捕～起訴。
- 8.3 国会で大学臨時措置法が強行採決される。この法律の適用第1号となることを怖れた大学側の戸田一派は、早急な封鎖解除の方針を決める。
- 8.7 機動隊による封鎖解除の動きに対する先制攻撃として、全関西規模の全共闘派が神戸大学に結集し、神戸大学に通じる六甲登山口に学内から運び出したロッカー、机などでバリケード～解放区を構築。機動隊に対して、鉄パイプ～火炎ビンを用いてたたかう。負傷者多数。神戸大学を含む関西の数大学の学生26逮捕～22名起訴。(写)
- 8.8 封鎖解除に際して前夜から一人でバリケードを占拠していた松下は、<バリケード的表現>(表現集)により永続的<バリケード>開始を宣言。(処) 大学本部付近の路上で学生部長をなぐったとして女子学生逮捕。
- 8.12 全共闘派が教養部の再封鎖闘争を朝から開始したが、夕方に機動隊を待機させて教職員が解除。(参)
- 8.16 タカ派の湯浅光朝(自然科学史)が教養部長事務取扱に選出される。
- 8.22～23 不在中の松下研究室を教職員?が破壊しペンキ散布。
- 9.1 全国的な授業再開強行に際して教養部当局は意図的にB109における授業を設定し、すでに6ヵ月以上の成果をもつ自主講座と衝突。(起、処)
- 9.2 2.2の<未知なるものへの祈り>を掲示した学生たちが、あらためて<自主ストライキ宣言>発表。教養部正門を入った広場に巨大な白ペンキの<>が出現し、以後<>広場と呼ばれ、現在も痕跡が残っている。(写)
- 9.4 他の学部から地理的にも離れストライキもしていなかった医学部内の少数の全共闘派が早朝に医学部を封鎖したが、夕刻に自主解除を余儀なくされる。
- 9.5 全国全共闘連合結成大会。(東京)
- 秩序派の教養部学生大会(執行部選出、招請、定足数において規約違反)で無期限ストライキ解除を決議。教授会は、これに依拠して昭和43年度後期の授業を11月までおこない、11月から翌年5月まで昭和44年度の1年分の授業をおこなうというアクロバットの時間割を決定。松下は闘争の提起した問題を未解決にしたままの授業再開をあらためて拒否し、自主講座による対決を宣言。(処)

- 9.10 教授会は、松下の自主講座によるB109の使用を認めないことを決定。
- 9.16 教養部の授業が「正式に」開始されるが、開始の根拠を問う学生が多いので実質的にはクラス討論の状態が長期にわたって持続する。  
松下は、正常化=反革命に関するテーゼをビラで配布。(表現集・続)
- 9.23~24 助手共闘(杉原、岩田、讃岐田)が教授会決定による時間割を拒否して独自の実験を開始する声明。
- 9.24 N401の生物学実験を妨害したとされる。(処)
- 9.27 教授会は、松下が担当するドイツ語クラスの全学生を他の教官のクラスへ変更させようとするが、拒否する学生が続出。
- 9~10月 69年度入学の世代から新しいノン・セクトのグループが次々に登場し、特に、星を見ない会は、ビートルズの感性で闘争の先頭に立つ。
10. 8~10 C共闘による安保~大学立法粉碎ストに際して、松下が教養部正門にバリケードを構築する行為に参加したとされる。(処)
- 10.21 国際反戦デー。神戸大学からも多数参加。
11. 8 昭和43年度後期の期末英語試験をC共闘と共にLL教室とC401教室で妨害したとされる。(処)学生1名も後に逮捕~起訴。
- 11.11 神戸外大で松下の後任講師になった関西学院大学の大橋氏が教室に現れたので実力阻止闘争。かれは松下らの意見に同意して自発的に辞任。
- 11.15 神戸外大の学長から松下に構内立ち入りを禁止する通告。
- 11.16~17 佐藤訪米阻止闘争。神戸大学からも多数参加。
12. 2 10月以後の授業拒否分について賃金カットするという通告。
12. 3 処分を議題とする教授会公開闘争。(起、処)学生2名も後に逮捕~起訴。
- 12.14 東京都立大学の解放学校で報告~問題提起。(表現集)

1970

1. 3 <なにものかへのあいさつ>(ビラ)を配布。(表現集)
1. 5 単位認定制度を全共闘位相で自主管理しつつ昭和43年度ドイツ語履修者234名に、祝福としての<0>点を記入~提出。(表現集・続)文部省から大学へ報告要求。(処)
1. 8 時間割を逆用する宣言として、<反幻想的な問い>を事務室前に掲示。(表現集・続)また、年末から、この日まで教養部の全教室に<落書>したとされる。(処)B108教室の黒板に出現した「<<<<<>>>>>」は後に(起)
- 1.14 成績判定をおこなう教養部教授会公開闘争。(発言集・続)
- 1.19 松下に対して湯浅から落書を消す費用239万円の損害賠償請求←無視。
2. 1 <真の論争のために>(ビラ)を配布。(教養部広報第22号)

2. 2 松下未宇誕生。
2. 9 <誤解者の失墜> (ピラ) を配布。(教養部広報第22号)
- 2.21 非常勤として神戸大学に来ていた甲南大学の石渡氏が、神戸外大の松下の後任予定者であることが判ったので、教室で追求し、辞退させる。(処一ただし審査段階で被害立証をかれが嫌がったので最終的には処分理由から除外)
- 2.22 B109～A430で折原、最首、滝沢、中岡、北村の各氏と自主講座。(発言集)
- 2.28 この日以後、一年間にわたって、B109は当局により逆封鎖されたが、ゲリラ的な再占拠を継続。
- 2.28～3.1 入試のため夜間立ち入り禁止とされた教養部構内で助手～学生がデモ～<落書き>。助手二名に内容証明郵便による警告。
3. 3～4 入学試験場となった教養部正門前で拡大自主講座。<微笑的挑戦> (ピラ) を配布。(教養部広報第22号)
- 3.17～18 不在中の松下研究室を教職員? が昨年8月と同様に破壊～ペンキ散布。
- 3.18 教養部教授会執行部は、松下処分に関する秘密調査委員会結成の方針を、投票でなく意見分布を確認するためと偽りつつ具体化。(このやり方が処分の各段階で、繰り返される。)賛62、反24、白4 (票数を含む 3～4月の秘密審理の内容を確認した経過と意味については、時の楔通信第<2>号参照)
- 3.20 各地からの共闘者を結集してB109で処分粉砕総決起集会。
- 3.25 処分の調査委員会メンバーを教授会議長・湯浅に一任し、教授会メンバーにも秘密にしておく、という執行部提案に関する投票。賛54、反10、白8
- 3.28～4.4 松下未宇は呼吸困難のため神戸大学医学部付属病院に緊急入院。この期間中に、よど号ハイジャック事件が起きるが、殆ど関心～記憶がない。
4. 8 処分を提案する教授会を阻止する闘争で松下や他大学の学生を含む41名が機動隊によって現行犯逮捕。学生2名と共に起訴。処分理由にもなる。
- 4月～5月にかけて、多数の教職員が自発的に警察へ出頭し、時間を遡行して前年の封鎖解除以後の松下の全行動を刑事事件にするための供述。
- 4.15 教授会執行部は、決定のためではなく、単なる意見分布の確認だという口実の下で、機動隊に護衛されつつ、処分の程度について審議を強行。  
戒告10、減給 3、停職10、免職55、白票18
5. 3 松下が所属する日本独文学会の総会(東京)で処分反対の決議案が否決されたことを契機として、決議案提出者～賛成者を中心として「五月三日の会」が結成され、機関誌の発行開始。(～81.12 第26号)
5. 6 教授会議長から評議会へ懲戒免職処分を妥当とする意見が多数と報告しつつ処分の審議を要請。

- 5.11 これまでの数ヶ月の行為に関する逮捕状が松下を含む数名に5.4 付で出てい  
ることを先に逮捕された人と教対の面会を介して知ったので直ちに潜伏。
- 5.14 松下の住居の家宅捜索。(批評集・ $\alpha$ 、 $\beta$ 。未宇の生育に悪影響)  
教養部< >広場に潜伏中の松下の< . . . . . への問い>が、共闘者によ  
って掲示される。(表現集・続)
- 5.18 教養部構内< >広場で処分粉碎のハンスト中の清水早子、古川和義と集会  
を開き、機動隊や全学構成員を含む場で逮捕の意味を対象化しつつ< バリケ  
ード>を森川佳津子(釈放までハンスト)と共に灘警察署の留置場へ拡大。
- 5.23 釈放～起訴。(9.1、12.3、4.8 ただし11.8は不起訴。批評集・ $\alpha$ )
- 6.10 教養部教授会開催中の会議室をC 共闘と共に占拠して権力への供述を糾弾。
- 6.13 京都大学で神戸大学闘争と連帯する処分粉碎集会。(発言集・続)
7. 6 学長事務取扱(戸田)が処分を評議会に提案すると同時に教養部長事務取扱  
(湯浅)が1.8 の松下の落書について告訴し、身柄拘束により、処分粉碎の  
活動を抑圧しようと企てる。(批評集・ $\alpha$ )
- 7.31 処分に関する審査説明書が届く。(批評集・ $\alpha$ )  
裁判を一つの比喩とする闘争に関するレジュメ。(表現集・続)
- 8.12 神戸大学で全国からの参加者を含む処分粉碎集会。
- 8.20 評議会の指定する審査への参加条件を拒否し、この日の評議会は空転。
- 8.21 この日に出頭しなければ処分審査を終了すると恫喝する評議会へ一人で乗り  
込み、審査説明書の根拠を事実性に関する表現論で粉碎し、次回への続行を  
実現させる。
- 8.24～28 岡山大学の処分(萩原、坂本)に関する人事院審理に出席。(松下がコ  
ーラの空ビンに入れて飲んだ< 水>による永続的中断)
- 8.31 評議会へ再び一人で乗り込み、処分審査を不可能性に追い込む。
9. 5 <八月>闘争の事実性(ピラ)を配布。(表現集・続)
- 10.15 「処分されているのは一体どちらか」を生協パンフに発表。(表現集・続)
- 10.16 懲戒免職処分発表。(処分説明書未交付のまま)A430松下研究室への立入禁  
止通告←無視して使用持続。数百冊の研究図書返還要求←数年間くりかえさ  
れるが、無視して自主管理持続。  
なお、処分に関する票決内容は非公開であるが、後に神戸地裁で検察官がお  
こなった冒頭陳述によると、評議会議長・戸田の松下を懲戒免職する提案に  
対し、賛21、反 4、欠席 8(欠席数が異常に多い。)
11. 2 南山大学で自主講座。(発言集)
11. 7 1.8 のB108教室の黒板に出現した、「く」の字形12個について、出頭要求が  
繰り返され、松下が取り調べに応じないまま在宅起訴。(批評集・ $\alpha$ )



- 11.16 処分に関して人事院へ審査請求。六甲山系の油コブシで佐々木幹郎と対談。  
(発言集)
- 11.18 姫路工大の大学祭で講演。(発言集・続)
- 11.25 三島由紀夫が自衛隊の決起を呼び掛け、割腹自殺。
- 12. 7 長崎大学で自主講座。
- 12. 9 九州大学で自主講座。(発言集)
- 12.10 広島大学で自主講座。
- 12.24 神戸地方裁判所で第1回刑事公判。仮装被告団のビラ配布(表現集・続)に  
対して過料3万円の制裁決定。(現在まで未納付)(批評集・α)

1971

- 1. 1 あんかるわ深夜版としての<松下昇表現集>を刊行。
- 1.22 第2回刑事公判で検察官のマイクを自主管理して発言～拘束。
- 1.29 東京都立大学の解放学校で報告～問題提起。(発言集)
- 3.10 第3回刑事公判で閉廷直後の裁判官席を占拠して自主講座。
- 4. 1 国がA430研究室(以後A430と略)に関する明渡仮処分申請。
- 4. 8 神戸簡易裁判所が仮処分決定。
- 4. 9 A430を逆封鎖しようとする大学当局と対峙。(写)
- 4.12 仮処分決定に対する異議申し立て。事件は地裁に移送される。
- 4.21以後、毎週水曜のB109の哲学(担当者・倉沢)の授業を自主講座化。(参)
- 4.28 B109で哲学の授業を強行しようとする教職員と衝突。(参)
- 5月始め、<日付のむこうへの出立>(レジュメ)で闘争の深化とN事性を予告。  
(表現集・続)
- 5.12 自主講座グループとは別の方針から入管闘争の情宣をしていた学生と教職員  
がB109内外で衝突。後に3名逮捕～起訴。
- 5.15 松下に対して内容証明郵便で構内立ち入り禁止通告←無視して自由に行動。
- 5.19 B109の哲学の授業をD307教室へ移して防衛する教職員との衝突。(参)  
4.28の事件と共に、後に学生3名逮捕～2名起訴。
- 5.20 国がA430研究室に関する明渡請求(本訴)。
- 5.28 生協の教職員総代に立候補し、投票箱を自主管理。松下1票、他候補0票。
- 6. 4 第2回投票でも結果は同じ。(批評集・β)
- 6. 9 第3回投票でも結果は同じ。(五月三日の会通信第8号)
- 7.19～23 兵庫県歯科医師会館で、全国からの共闘者を代理人として松下処分に関  
する人事院の公開審理。(＜パン＞による永続的中断)(写)
- 9. 7 B109哲学補講粉砕闘争。松下を含む7名現行犯逮捕。(写)
- 9.10 留置場に差し入れてもらった六法を読んで、仮処分異議公判に出廷すること

を目指す<審問>請求を展開。以後の各方面での応用への突破口を拓く。

- 9.18 9.7 事件について松下と学生3名を起訴。(批評集・α)
- 9.22 釈放後、A430研究室再占拠闘争～油コブシを眺める空間性を再び獲得。
- 9.23 前記の闘争に対する告訴。闘争参加学生の保護者への自主退学要求一粉碎。
- 10.1 神戸地裁法廷における統一公判要求等に対して機動隊を導入。松下に監置7日の制裁決定。負傷した橋本にも監置5日の制裁決定。(批評集・α)
- 10.8 名古屋地裁の南山大学闘争第1回公判に不可視的に参加。
- 11.17 神戸大学闘争公判への>出頭声明<による非存在闘争開始。(～74年6月)
- 11.28 南山大学で<委託>に関する会議。(発言集・続)

#### 1972

- 1.10 B棟の教室の机～ガス・ストーブを応用して< >焼きを開始。(写)
- 2.15 < >焼き闘争中に松下が卵を後期試験監督～警備中の教官に投げ付けたと  
して、待機していた機動隊により、試験をボイコットして学費値上粉砕闘争  
中の学生の中の19名と共に現行犯逮捕。
- 2.28 4名の学生と共に前年9.22の行為と併合的に起訴。(批評集・α)
- 3.3～4 入学試験場となった教養部の正門前で< >焼き闘争。(批評集・β)
- 6.24 東京都立大学解放学校で報告～問題提起。(発言集・続)

#### 1973

- 5.9 福井大学で自主講座。
- 6.13 研究室仮処分異議事件の一審判決。(神戸地裁)仮処分決定の認可。
- 6.20 自衛官殺害事件の容疑をうけ潜伏している竹本信弘を隠蔽しているとして、  
松下の住居を含む全国十数ヵ所の家宅搜索。(批評集・β)
- 6.28～29 前記の第二波。(同前)
- 7.9 東京都人事委員会による菅谷処分の審理に出席したが、処分者側証人の宣誓  
に際して起立しなかったため、審理は永続的に中断される。
- 7.12 竹本氏に関する搜索を批判する京大における集会。(発言集)
- 8.8 刑事公判への不出頭持続に対して勾引状の執行。(批評集・α)
- 11.3 関東学院大学の大学祭で講演。
- 11.13 同志社大学EVEで講演。(発言集)

#### 1974

- 3.17～19 甲山学園で12才の少女と少年が行方不明となり、汚水浄化槽から死体と  
して発見される。(意味の重大性を数年後にやっと気付く。)
- 4.1 103 闘争の審理を放棄する岡山地裁法廷を砕いた<sup>トル</sup>卵を媒介して監置20日の  
制裁決定。(批評集・α)
- 4.2 裁判官による告訴。(批評集・α)

- 4 月から予定されていた京都大学の自主ゼミが、松下不在のまま開始。
- 4.22 岡山刑務所から釈放された直後に令状逮捕。
- 4.30 起訴。(批評集・α)
- 5. 4 保釈。
- 6.13 神戸地裁刑事公判の勾引法廷で松下の7 個の公訴事実を併合審理する決定。
- 7.18 A430仮処分異議事件の二審判決。(大阪高裁) 控訴棄却。
- 8.30 三菱重工ビル爆破。死者8 名、負傷者165 名。
- 9. 2 A430仮処分異議事件の上告に対する却下命令。(大阪高裁)
- 11. 2 関東学院大学の大学祭で講演。
- 11.16 同志社大学EVE で講演。(発言集)

#### 1975

- 3.20 前年4 月以後の京都大学の制度を逆用する自主ゼミ参加の成果をふまえて、75年度の非常勤講師に松下昇～未字を申請したが、教養部教授会が否決。  
(賛成34、反対15、保留65…各票数は、五月三日の会通信第21号による。)
- 11.20 同志社大学EVE で講演。(発言集)
- 12.25 76年度の非常勤講師に再び申請したが、ドイツ語教室会議が否決。  
(可5、否6、白6…各票数は、五月三日の会通信第21号による。)

#### 1976

- 1.23 京都大学教養部自治会の代議員大会で松下ゼミの実現要求を特別決議。
- 1.25 前記の決議をふまえてドイツ語教室の責任を追求する学生らがA367ドイツ語中央室(事務室の機能をもつ。)を占拠。(その後、中央室は別の場所につくられA367はドイツ語資料室と名称変更された。) 85.2.1の強制執行まで、持続的な活動(全大学闘争に関する資料の集積～応用)の場として公開。
- 3. 2 北海道庁爆破。死者2 名、負傷者74名。
- 4. 9 松下未字、永遠の生へ巡礼。
- 4.10 六甲教会で葬儀。墓地の番号が偶然にB109となる。
- 4.28 A430明渡請求の一審判決。(神戸地裁・被告は不出頭) 妨害禁止～訴訟参加不許可。
- 6. 8 卵の事件の一審判決。(岡山地裁) 懲役8 月、執行猶予3 年。
- 11.22 神戸大学第2 課程学生の企画・解放自主講座に参加。(発言集・続)  
この時にA430がロッカーで逆封鎖されていることを発見。(写)
- 11.25 岡山大学の大学祭連続シンポジウムに参加。(以後、殆ど毎年)
- 12.16 卵の事件の二審判決。(広島高裁岡山支部・被告人は不出頭) 控訴棄却。

#### 1977

- 5. 7 神戸大学学生会館の第2 課程新入生歓迎会(教官を含む)で発言。

- 5.16 名古屋地裁（被告人・竹中千恵子）で証言。（第1回）
- 6.24 同前。（第2回）
- 6.29 A430明渡請求の二審判決。（大阪高裁）控訴棄却。
- 7.22 名古屋地裁で証言。（第3回）
- 9.30 三一書房版「ドイツ語の本」に掲載されなかった松下らの原稿を中心に新潟大学の自主講座グループが、正本<ドイツ語の本>を刊行。
- 11. 1 卵の事件の三審判決。（最高裁）上告棄却。（批評集・α続）
- 12. 6 京都大学A367で拡大自主ゼミ。（時の楔—< >語…に関する資料集）
- 12.20 同志社チャペルのアッセンブリー・アワーで仮装自主ゼミ。（同志社大学学術団論集NO.8）

1978

- 1.20 京都大学A367で拡大自主ゼミ。（時の楔—< >語…に関する資料集—）
- 4.13 A430明渡請求の三審判決。（最高裁）上告棄却。
- 6.10 大阪教育大学の自主管理空間における「伝習館」を考える大阪の会の例会で報告～問題提起。（発言集）
- 10.16 時の楔—< >語…に関する資料集—を刊行。
- 11. 7 時の楔通信第< 0 >号を刊行。（以後86.7の第（15）号まで同じ形態）

1979

- 3.14 名古屋地裁の南山大学刑事公判法廷のヒマワリの種の飛翔を媒介して監置7日の制裁決定。（批評集・α）
- 6.15 <松下昇発言集>（回覧用）刊行。（80.4に補充して配布用マスプリ）

1980

- 1.30 人事院審理再開請求の行政訴訟を東京地裁に提起。（第一次訴訟）
- 4～7月 京大A367で古本市。（表現集・続）
- 5.29 東京・全電通会館で<教育を巡る60-70-80>パネル・ディスカッション。（時の楔通信第< 2 >号）
- 10. 6～7 日本独文学会の研究発表会（神戸大学教養部）を批判するピラ配布と討論集会。
- 10月以後、翌年の学期末試験の時期まで、週一回のペースでA430を拠点とする授業～単位自主管理闘争を展開。
- 11.26 青山学院大学・全学闘争委メンバーとの討論。（発言集・続）
- 12.24 徳島地裁（被告人・石田光代）で証言。

1981

- 4～7月 京大A367で古本市。（表現集・続）
- 6. 7 門司大里教会<礼拝>における発言。（発言集・続）

- 6. 9 熊本大学の公開授業に参加。(発言集・続)
- 6.10 熊本女子大学の公開授業に参加。
- 10.28 神戸大学闘争刑事事件の一審判決。(神戸地裁)懲役一年六月、執行猶予三年。(12.3の二つの罪名の一つは無罪であるが、残りの六個は全て有罪。時の楔通信第<5>号参照)
- 11.4 ~6 人事院審理再開。兵庫県林業会館に全国から共闘者が結集。(五月三日の会通信第26号)

## 1982

- 1.27~29 人事院審理持続。神戸大学闘争の現在的展開であることを実証。
- 3.26 人事院の判定(処分の承認)→大学当局はA430を嚴重に逆封鎖。
- 4. 9 判定取消請求等の行政訴訟を提起。(第二次訴訟)
- 6.15 人事院に対して判定に関する再審請求。
- 10.18 A430再占拠闘争。その後、数回の闘争の度に当局と衝突。
- 11. 2 再審請求却下決定。
- 11.16 A430~屋上で拡大自主講座。在学生の参加ふえる。
- 11.22~23 <松下>が岡山大学祭に参加している間に、当局は材木~鉄板~鉄格子でA430を何重にも逆封鎖。(写)
- 12.16 同時代建築研究会のシンポジウム(東京)に参加。(発言集・続)
- 12.18 B110(旧B109)で在学生を含めて拡大自主講座。

## 1983

- 2. 5 B110で第二回の拡大自主講座。(学期末試験と重なり緊迫したが、当局の方が試験場を別の教室へ変更)
- 3.16 第一次訴訟の一審判決。(東京地裁)人事院審理再開請求却下、賠償請求棄却、(清水)参加申立却下。
- 3.31 京大のA367資料室の占有仮処分申請。(坂本、松下)
- 4.23 教室をB110から別の教室にゲリラ的に変更し、子どもたちや在学生を含めて第三回の拡大自主講座。
- 7. 8 前記の仮処分申請を却下する決定。(京都地裁) ⊙<sub>ト</sub>✓
- 7.19 京大(国)が、松下、坂本、鈴木、浜本、竹中についてA367占有移転禁止の仮処分申請。(批評集・α)
- 8.25 前記の5名を被告とする明渡請求。(批評集・α)
- 11. 2 A430再占拠闘争。直後に大学当局から内容証明郵便で立ち入り禁止通告~告訴の警告。(批評集・α)

1984

- 10. 2~4 日本基督教団教師検定試験（京都）に参加。
- 10.30 同前の検定委員会（東京）に参加。
- 11.13 日本基督教団総会（箱根）に参加。（発言集・続）
- 12.17 東京高裁の法廷における第一次行政訴訟判決< >化の行為に対して、中尾麻理子と共に監置20日の制裁決定。前記の判決内容は控訴棄却。
- 12.25 裁判官による告訴。（批評集・α）

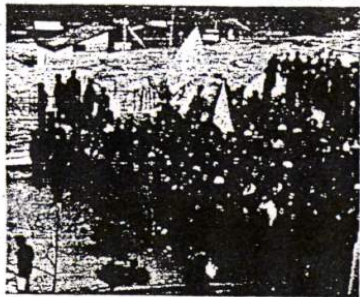
1985

- 1. 7 東京拘置所から釈放と同時に令状逮捕。（批評集・α）→警視庁。
- 1.17 起訴。（同前）→拘置所。
- 1.27~2.28 東京拘置所から大阪拘置所へ移監。（神戸大学闘争控訴審のため）
- 1.29 A367（本訴）についての一審判決。（京都地裁への出廷は往還過程で身柄を奪還されるのを怖れた拘置所により不許可）明渡しの認可。
- 2. 1 A367明渡しの強制執行。宿泊中の子どもたちを含む全員排除～全物品を別の会議室に留置→その後、地下倉庫へ移動。
- 4.30 東京拘置所から保釈。
- 9.10 神戸大学闘争の二審判決。（大阪高裁）懲役一年二月、執行猶予三年。  
（1.8 と2.15の一部は証拠不十分で無罪となったが、12.3は逆転有罪。時の楔通信第<14>号参照）
- 11.15 判決< >化事件の一審判決。（東京地裁）懲役一年、執行猶予四年。（同前第<14>号参照）
- 12. 6 同時代建築研究会のシンポジウム（東京）に参加。（発言集・続）
- 12.17 第一次訴訟の三審判決。（最高裁）上告棄却。

1986

- 3.20 東京高裁の判決< >化事件控訴審法廷で発言禁止命令～退廷執行～負傷。
- 3.24 大阪高裁のA367（明渡請求）控訴審法廷における酒パックの饗宴を媒介して監置20日の制裁決定。（批評集・α）共闘した郵政労働者の根本氏が逮捕～起訴。（休職処分も受ける。）
- 4.28 前記の明渡請求事件の二審判決法廷におけるビー玉や硬貨の飛翔を媒介して浜本、坂本の両氏に監置20日の制裁決定。（前記の判決内容は、控訴棄却）
- 5.10 神戸大学闘争刑事事件の上告趣意書提出。（二審判決の無罪部分や、起訴されてはいない事実群に関する<有罪>証拠の提出可能性を含めて、審理の総体的なやり直しを要求したので、最高裁は判断不可能に追い込まれる。）
- 5.13 判決< >化事件の二審判決（東京高裁）の法廷における石つぶての飛翔を媒介して竹中さんに監置5日の制裁決定。（批評集・α続）

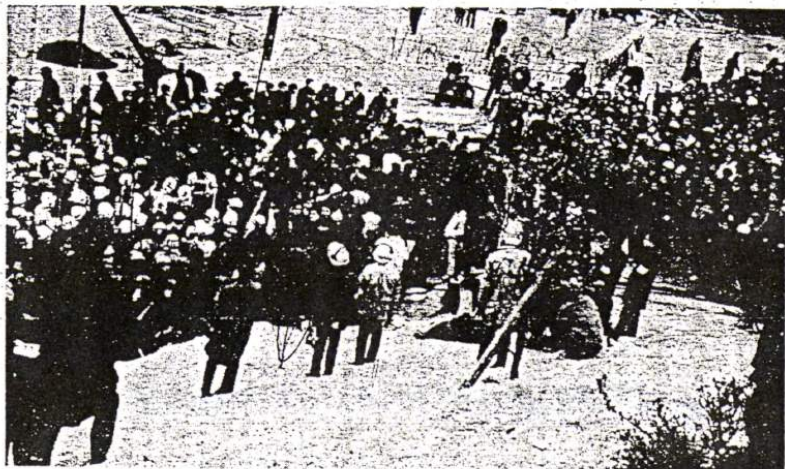
- 7.17 第二次訴訟の一審判決。(東京地裁) 人事院審理判定の取消請求棄却、清水と竹中の参加却下。  
 11.10 A367 明渡請求に関する上告(松下)却下命令。(大阪高裁)  
 1987
- 3.31 時の楔通信第<16>号の発行委託の提起。  
 5.29 第二次訴訟(松下)に対する上告棄却命令。(大阪高裁)  
 6.16 前記訴訟の清水と竹中に対する二審判決。(東京高裁) 上告棄却。  
 6.30 前記訴訟の上告(松下)却下命令。(東京高裁)  
 7.14 判決< >事件の三審決定。(最高裁) 上告棄却。(批評集・α続)
- 9月から開始した、松下 昇(についての) 批評集全画に関連する文書を持続的に神戸大学(A430など)に掲示して注目を集める。
- 11.22 前記企画の作業を岡山大学学友会でおこなっていた松下に対して、長年にわたる<坂本>一派への鬱屈した暴力行為が体育系サークルの学生によって加えられかけたが、逆に松下によって粉砕される。
- 12.19 前記事件が引き出し〜引き寄せるテーマ(「Xデー問題」と呼ばれる)に関する全学規模の集会を媒介して松下から、これまでの活動を、より深い情況の視点から自己批判的に対象化していく提起をおこなう。
- 1988
- 1.9 松下昇(についての) 批評集に関する討論集会を、69年の神戸大学全共闘を含めて開く。(神戸学生青年センター)  
 2.11 第二回の討論集会(神戸学生青年センター。回覧用のビデオテープあり)  
 2.16 前記訴訟の上告(清水、竹中)棄却判決。(最高裁)  
 3.21 第三回の討論集会(神戸学生青年センター)以後、様々な場所へ拡大。
- 9月から12月にかけて、批評集、発言集、表現集の各冊を集中的に刊行。
- 1989
- 1月 松下昇概念集・1を刊行。  
 1月以後、この<神戸大学闘争史>を闘争の20周年の日付〜時間性に対応させつつ作成し、各ページを順番に<神戸大学>へ散歩に行くたびに掲示〜配布。  
 3.10 神戸大学闘争の三審決定。(最高裁) 上告棄却。(批評集・α続)  
 (〜続く〜)



↑ 動員された地区民青

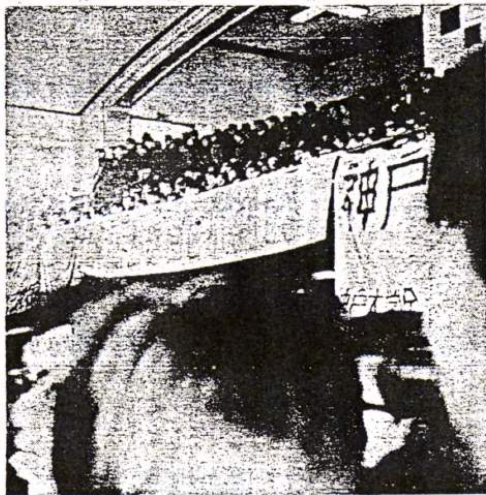


→ 強化されたバリケード



3月1日 日共党員事件

対峙する教養部スト突（左）と民青系（右）の衝突を避けるため、間に入った各学部闘争委員



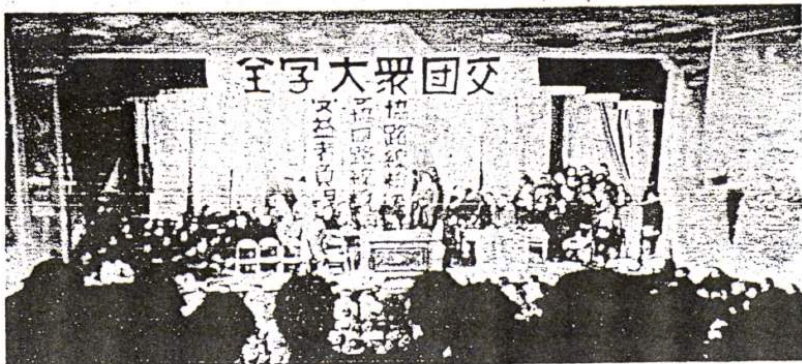
↑ 六甲台講堂に結集した学生

全学対評議会 大衆団交

1月16日、2月1日と続けてもたれた大衆団交で、評議会は、決起した学生たちの声を踏みにじりつづけた



↑ 1月16日、大衆団交に結集を呼びかける立て看板



↑ 大衆団交風景

闘いの記録

- 68年
- 12・5 寮闘委、本部、学生部を封鎖
- 12・19 教養部、寮闘争支援・団交要求スト突入
- 12・24 工学部、工学会館問題で無期限スト突入
- 69年
- 1・16 全学大衆団交
- 2・1 教養部、要求貫徹無期限ストに強化
- 2・3 農学部、講事録公開・団交要求スト突入
- 2・5 教養部A棟封鎖
- 2・10 法・経済・経営・文学学部、後期試験ボイコット決定
- 2・15 理学部、全学四項目要求貫徹スト突入
- 3・1 日共党員事件
- 3・5 文学部封鎖
- 3・6 3・1事件に関し、学内強制捜査
- 3・10 六甲台本館封鎖
- 5・8 25 反大学祭
- 5・23 法学部封鎖破壊、再封鎖
- 7・2 教育学部自治会等による教育学部逆封鎖、各学部闘争委員会による封鎖解除
- 7・5 教育学部封鎖→全学封鎖なる
- 7・7 神戸大学全学共闘会議結成大会
- 7・12 全学集会粉砕闘争（高倉山）
- 8・7 街頭バリケード闘争
- 8・8 封鎖解除、機動隊常駐
- 9・5 全国全共闘連合結成大会（東京）
- 9・16 授業全面再開



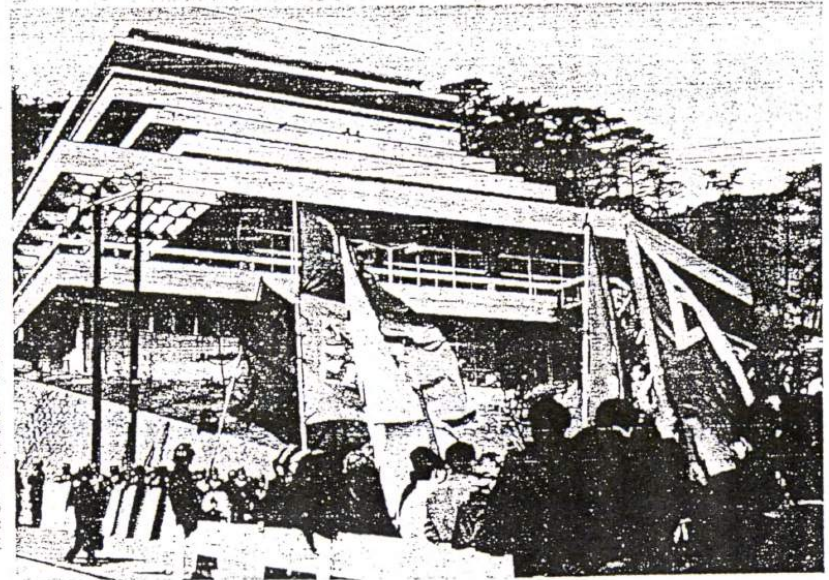


# 葬り去るべきは何か

葬り去るべきは何か？  
 —それは、無権利状態に放置され、抑圧され、労働力商品として創出されんとしている我々の存在であり、我々をしてそのような存在たらしめている所の今日の教育・社会体制であり、そして、そのような「日常性、へともすれば回帰せんとする我々の内部に具食う脆弱性である。バリケードがそこに在るから考えるのではなく、自ら思索して試験ボイコットという行為をなしているのだということを確認し、全神大と共に更なる闘いを構築してゆくのではないか。

S44. 3.10

法学部自治会  
 執行委員会



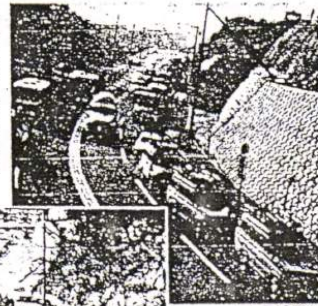
— 学生会館を捜索する機動隊と抗議集会をもつ学生

## 3月6日 機動隊 学内捜査

(右) (下) 学生会館前で抗議する学生  
 3・1における、圧倒的学生のスト実（ストライキ実行委員会）への結集は、封鎖解除の夢を消してしまい、この日より大学当局は無言の行に入った。

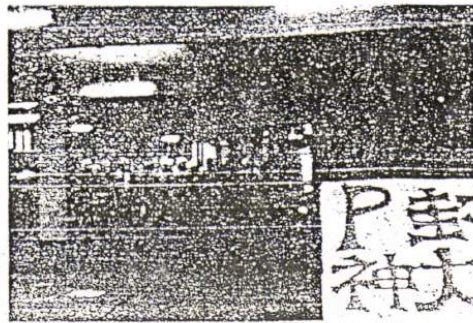


(右) (下) 機動隊の列

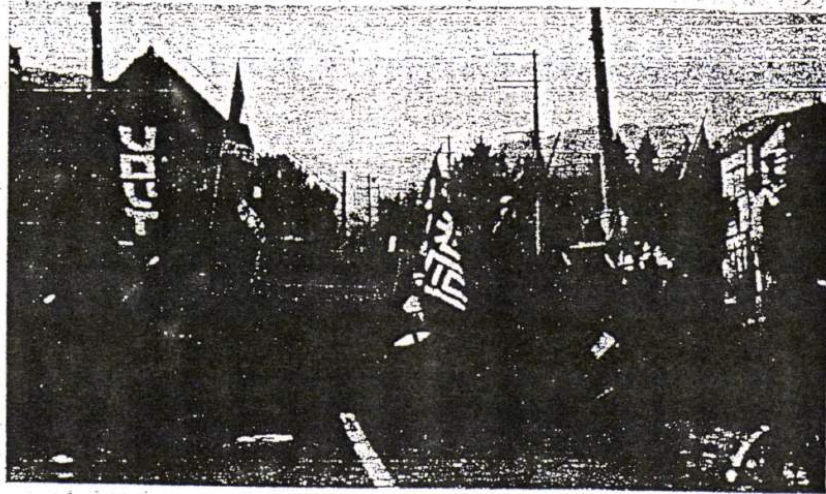


— 機動隊導入に備えバリケードを強化する全共闘

— 封鎖反対を叫ぶ民音系は7月2日武装し教育学部を逆封鎖した



→ 街頭バリケードの上からの演説



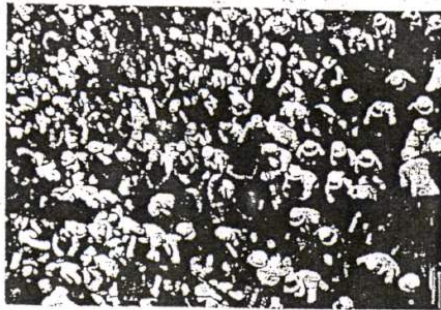
8月7日

## 街頭バリ戦

3月以来、学生の団交要求にもかかわらず、学外に逃亡していた当局執行部は遂に全共闘学生に対する暴力的圧殺をもって対峙せんとした。

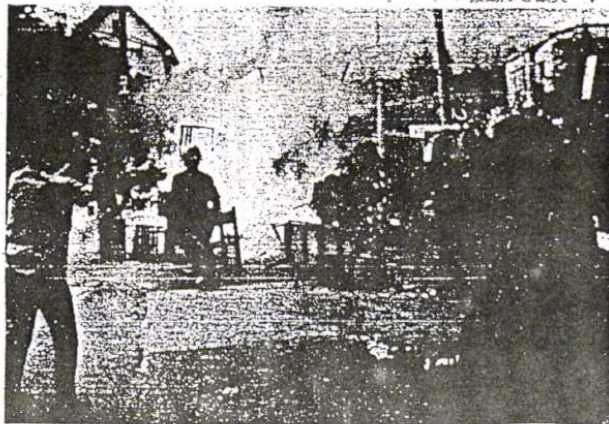
8月8日の機動隊導入決定に対し、全共闘は7日、街頭バリケード戦を展開し、機動隊と激突した。この日、26名が逮捕された。

機動隊と激突 ↓



← 集会中の全共闘

告示  
 学生事務取扱の件は、  
 一、各校許可せるもの以外、管内ならん  
 ヘルメットの着用と服装等  
 二、各校の他、他山器類の持ち込み等  
 三、持込と服装等  
 昭和四十四年八月九日  
 神戸大学学生事務課  
 丹波床大郎

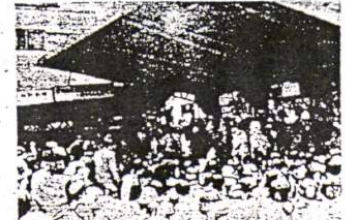


7月12日

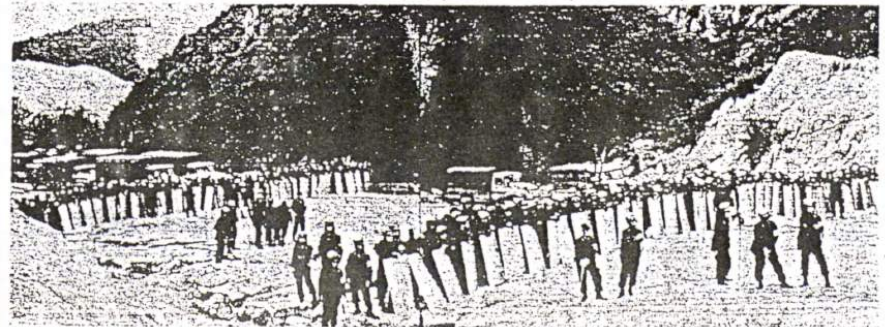
## 「全学集会」 粉砕!

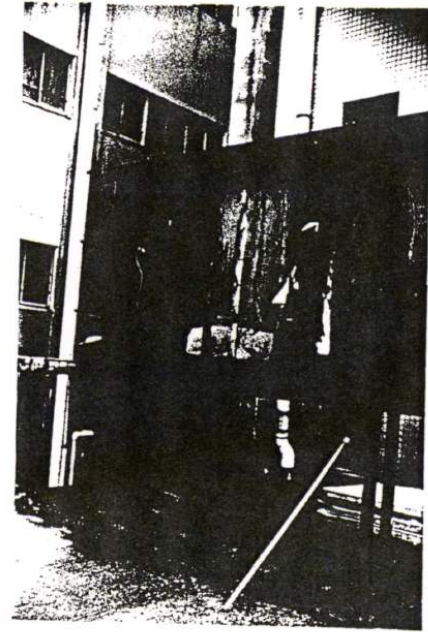
戸田義郎学長は教養、文、農の教官たちの反対さえ押し切り、集会を強行したが、はたして、兵庫、大阪、岡山の機動隊4,500名の壁を突破した神大全共闘1,500名の隊列は、集会を完全に粉砕した。しかし、この闘いで全共闘も逮捕72名、負傷者200名、重体3名という犠牲を払わねばならなかった。

上、須磨寺駅に結集した神大全共闘  
 下、高倉山に向かう1,500名



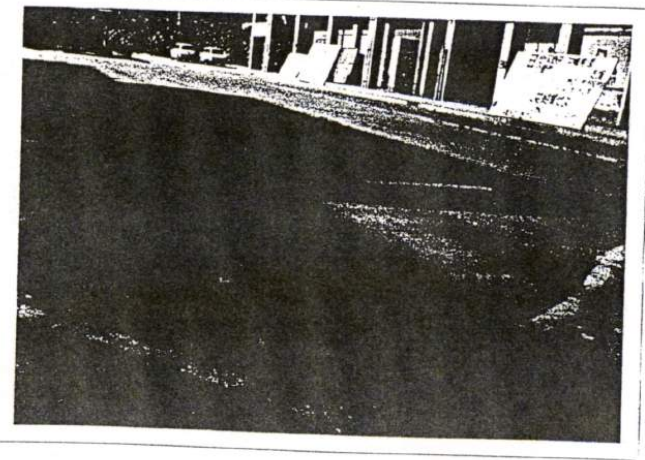
↑ 10mのガケより追い落とされる学生

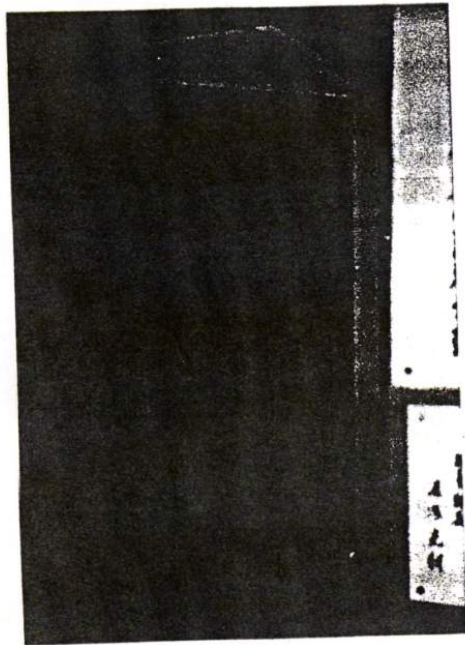




∧  
∨  
店  
場

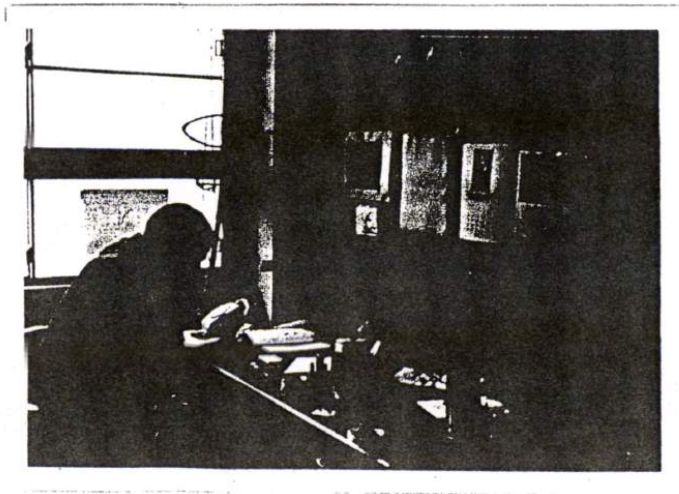
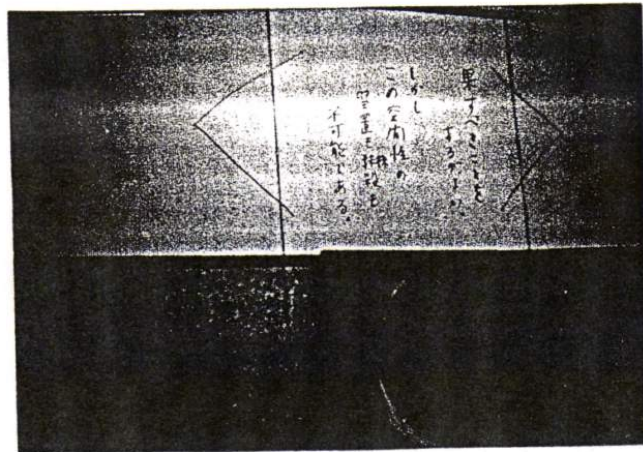
'69  
5  
'70  
の

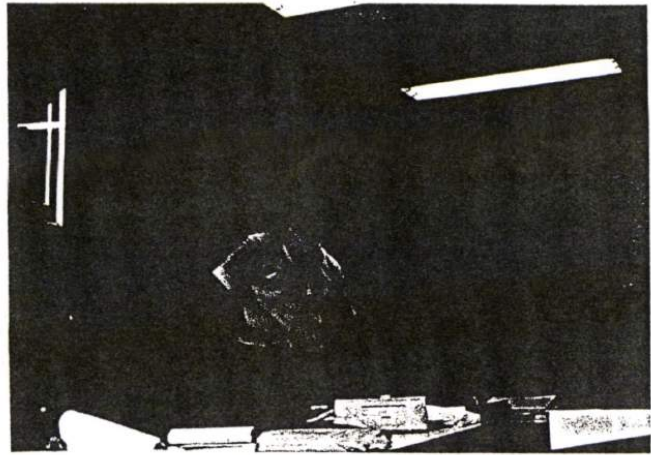




'71. 4. 9

A430研究室

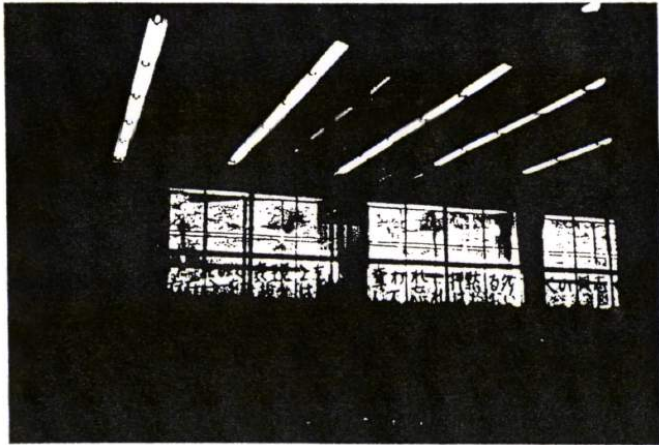




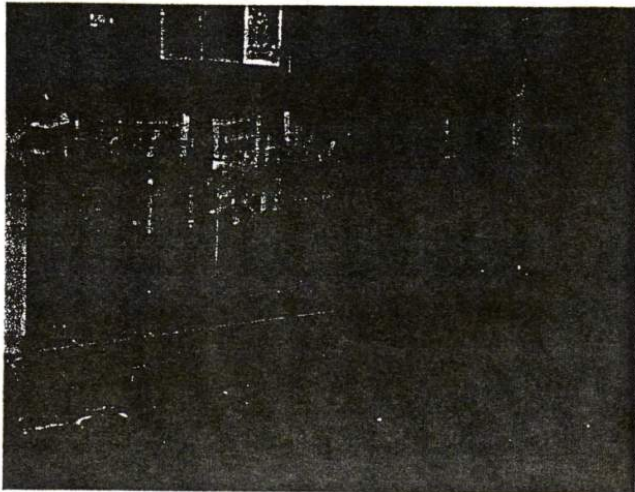
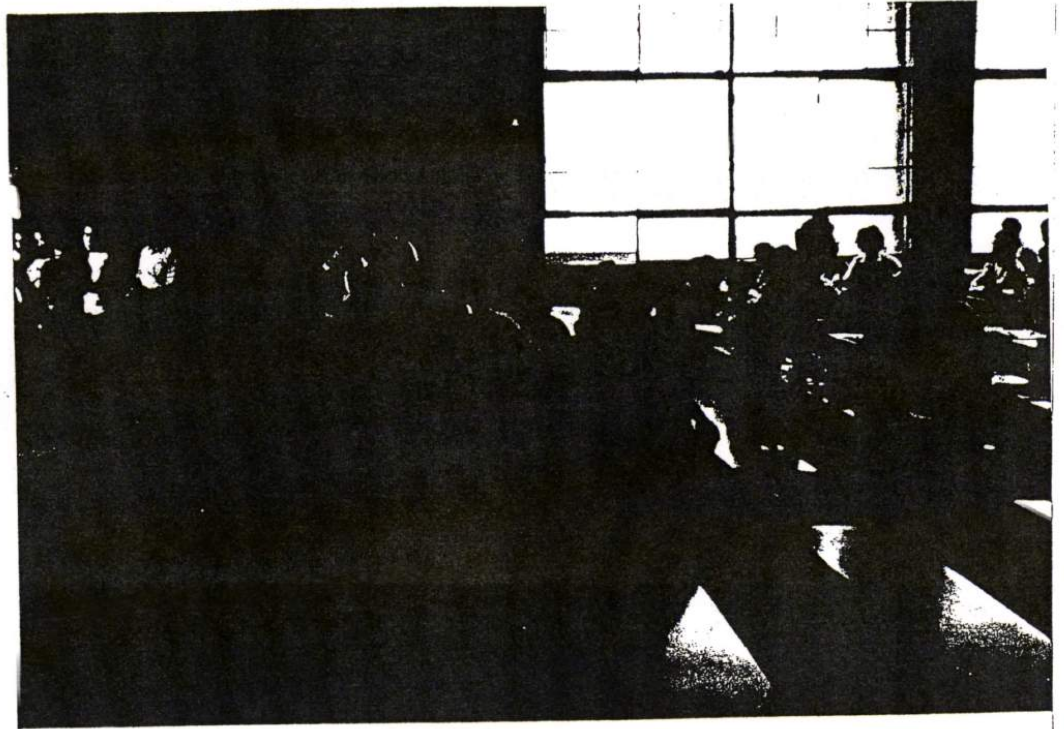
71  
、  
7  
、  
19  
、  
23

人  
事  
院  
官  
理





FUJICOLOR CSD 76



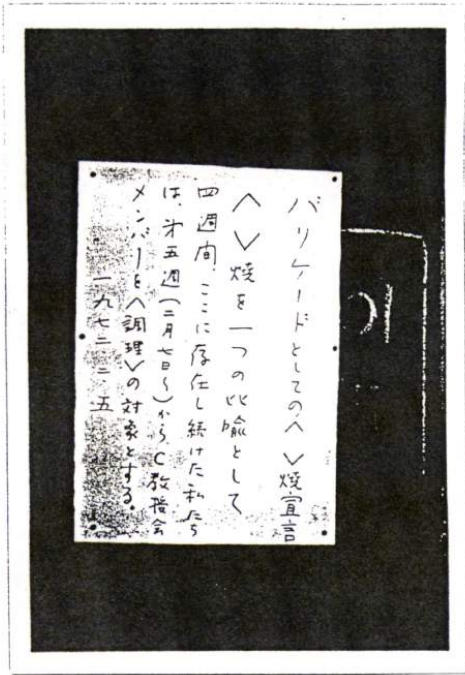
2  
年  
後

71  
9  
7

9  
B  
1  
0  
9  
敬  
室



7



72

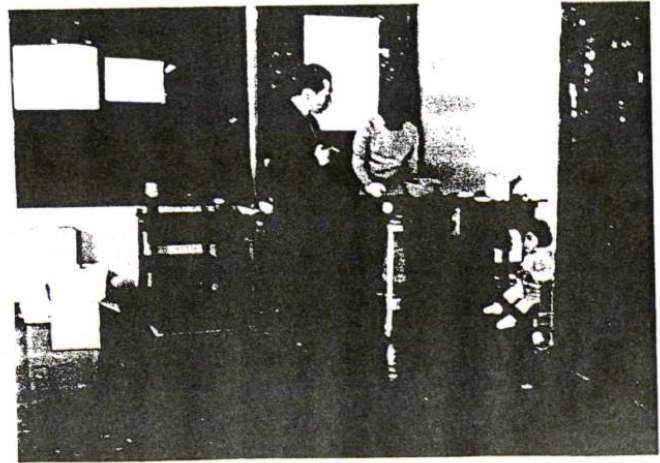
、

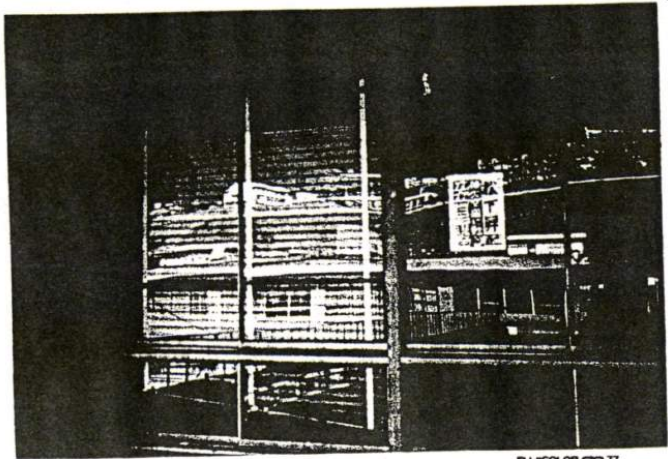
、

へ

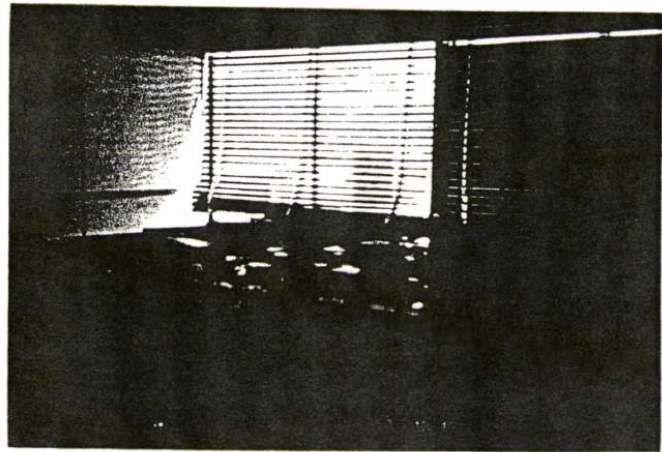
▽

燧を売り場

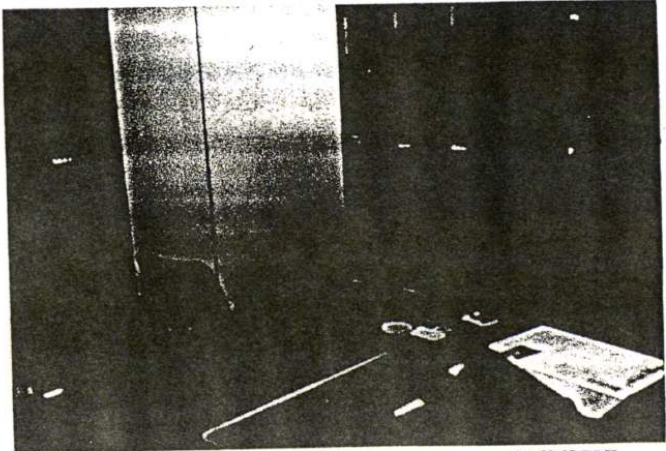




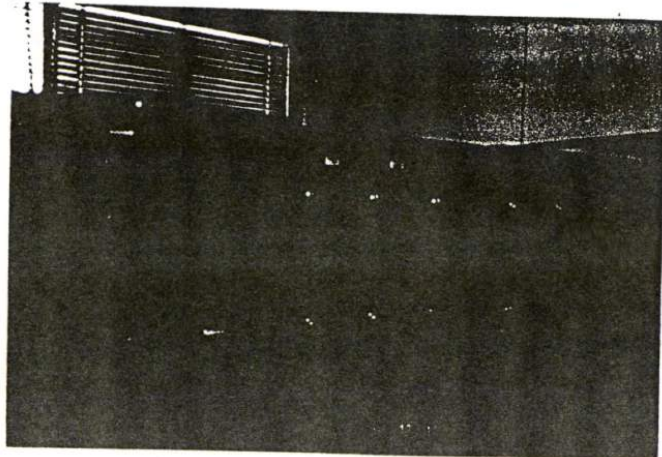
FUJICOLOR C13 77



FUJICOLOR C13 77



FUJICOLOR C13 77

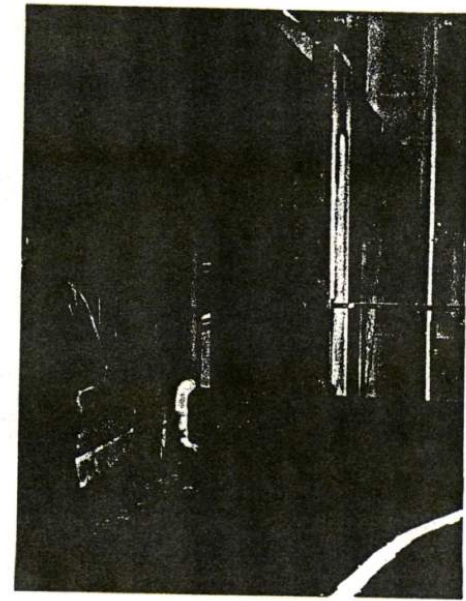
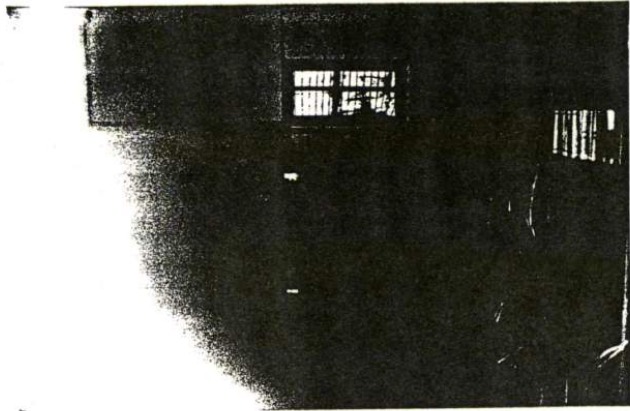


FUJICOLOR C13 77

ロッカーで逆封鎖された

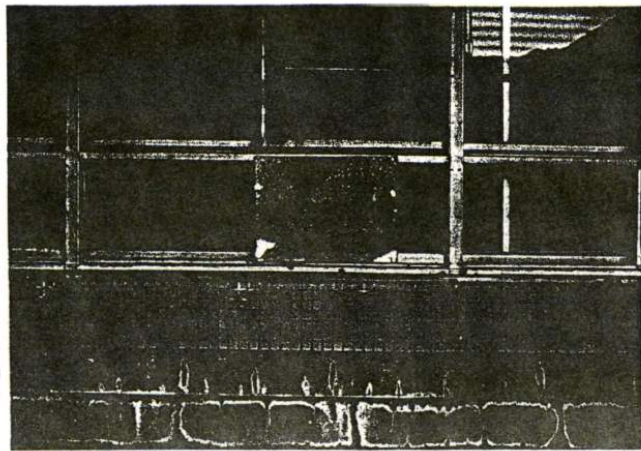
A 430 研究室  
(76 段階の被害側証拠写真)



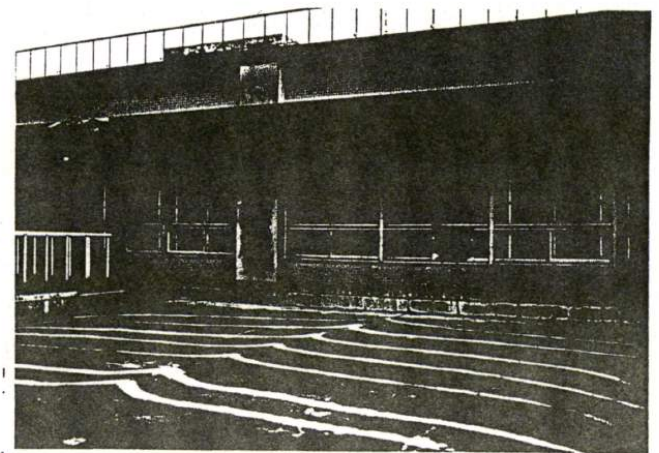


82  
A  
4  
3  
0  
再  
古  
取  
子  
と  
逆  
封  
鎖

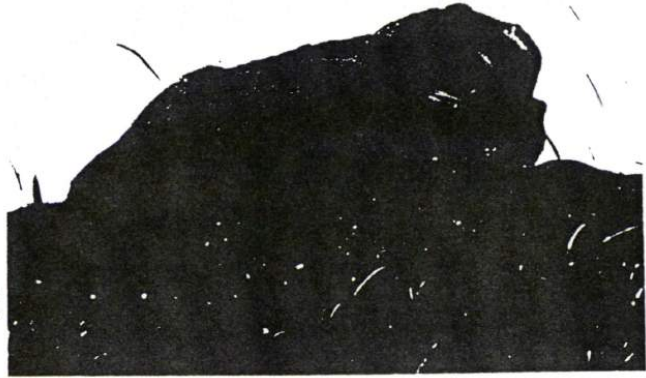
FUJICOLOR 82



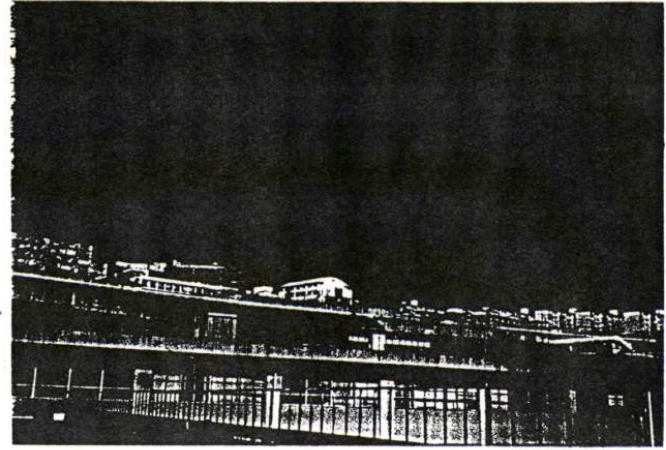
FUJICOLOR HR 83



FUJICOLOR HR 83



FLICOLOR HR 83

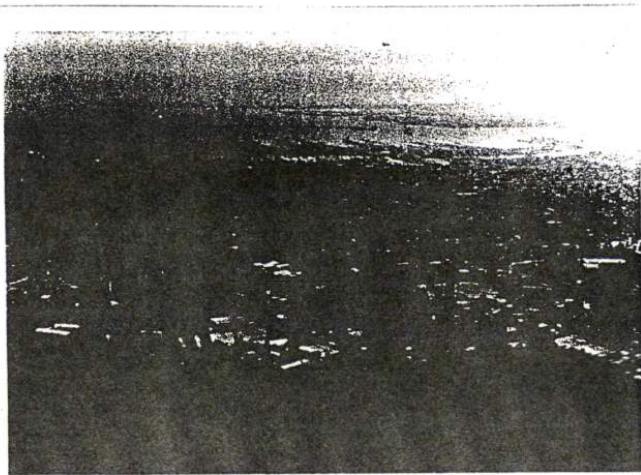


FLICOLOR HR 77

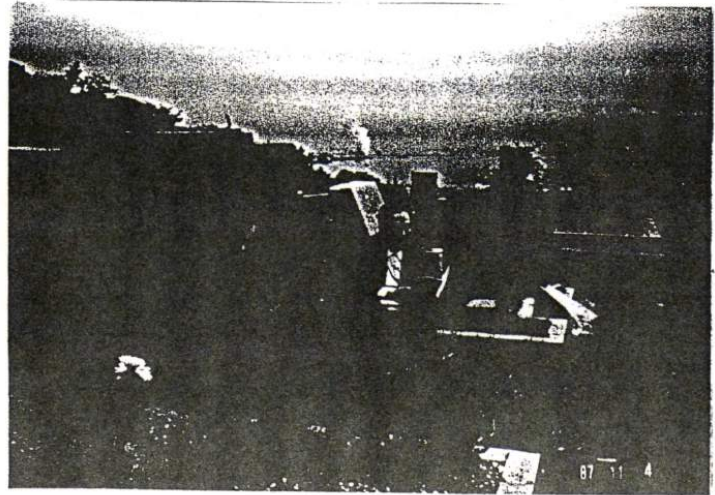
油  
コ  
ブ  
シ

く

未  
字  
の  
塔  
を  
生  
き  
る  
B  
ノ  
0  
9  
斜  
面



FLICOLOR HR 83



87 11 4

11

かって（日付のむこうへの出立）というピラをかいたことのある私にとって、今回の試みは、日付それ自体のリスト化というよりは、日付的なものの根拠を対象化してみようとする方向性を帯びており、これまで刊行してきたパンフ群に関して、総体的な自己批評の視線を投げかけてみる場合の方法の一つという意味をもっている。従って、

- （1）これまで刊行してきたパンフ群を読む人たちにとって日付的な註として役立つ。
  - （2）今回の年表と写真を素材として、より包括的なものを作成する人たちが現れる。
  - （3）固有の日付や光景のむこうに存在しうるテーマの追求と応用。
- に共闘していただきたい。

前記の各項目に交差してくるヴィジョンを記してみると、

- （1）について：これまで刊行してきたパンフ群を読んできた人たちに、パンフの存在を知らない／知らせない人たちの目を想定してほしい。一例を示すと、神戸大学が70～80年代に出した「何十年史」とかいふパンフや退官教授の回顧録には、「紛争時の被害や苦勞」は必ず抽象的にのべられているが、具体的な闘争経過や固有名詞には触れられないまま、まるで存在しなかったかのように処理されている。これは、ある意味で、裁判所やマスコミの処理よりも悪質であろう。

- （2）について：しかし、前項の水準は始めから予測しえたのであり、すでに69年2月2日の（情況への発言）は、特定の大学や、大学という特定のジャンルを越えてなされた提起であった。問題はむしろ、このパンフに出現している日付や写真は、あくまで私の軌跡から把握した経過総体の断片ないし影であり、多くの読者の共闘によって補充していかなければならないことであろう。その場合、いま、このような形態で素材を提出させるように働く何かの無意識的な大きい力の波動に注意深くあることが不可欠と考える。

- （3）について：固有の日付や経過についての記憶が不確定であるために、作業の必要から、何年も手にしたことになかった資料群を調べている過程で、思いがけず別のテーマの現在性に出会うことがあった。これらに関しては、あらためて展開する構想を立てているが、ここでのべておきたいことの一つは、固有性についての作業軸に、思いがけず訪れるテーマを含めて対象化しないと、この作業は普遍性を持ちえないだろうが、この認識は固有性についての作業によってこそ、もたらされていることである。この関係は、（大学闘争）の特性でもあるのだが。

内容や刊行過程についての質問は提起、印刷が  
よみにくい箇所や欠落ページの指摘などは左記  
へご連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町一―一 松下氣付

概念集刊行委員会

☎078・821・4984

刊行リスト(カンパ・一冊千円程度)申込は前記へどうぞ。

松下 昇(についての)批評集…計八冊

α篇 β篇とβ続篇、γ篇(第一～四分冊)とγ続篇

松下 昇 表現集へ V版と続篇…計二冊

松下 昇 発言集へ V版と続篇…計二冊

時の楔通信第A0V～A一五V号および関連パンフ多数あり。

神戸大学闘争史・訂正リスト

- 3 ページ 69. 5.18~25 「バリケード」→「バリケード」
- 9 ページ 74. 4. 1 「卵」の前の「～」を取る。
- 11 ページ 80. 1.30 「提起」の次に「。」を入れる。
- 12 ページ 83. 7. 8 最後の「。」を取る。
- 14 ページ 86.11.10 「A367明渡請求に関する上告（松下）却下命令。（大阪高裁）」  
87. 5.29 「大阪高裁」→「東京高裁」  
6.16 「三審判決」以下→「二審判決。（東京高裁）控訴棄却。」  
6.30 「前記訴訟の上告（松下）却下命令。（東京高裁）」  
88. 2.16 「前記訴訟の上告（清水、竹中）棄却判決。（最高裁）」  
89. 1 「以後、」の次の空白をつめる。  
最後の行の下に「（～続く～）」を入れる。
- 裏表紙 「α篇」の次に「とα続篇」を入れる。